

毎週火、金曜日発行（但休日には当日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 基準点測量成果の写の保管等に関する規程
公有水面埋立の免許
結核病検査等の実施
土地改良事業計画の縦覧
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇人委告示 職員の任用に関する規則に基づく選考の基準
- ◇公告 二級建築士資格選考の実施

告示

鳥取県告示第五百四十三号

基準点測量成果の写の保管等に関する規程を次のように定める。

昭和三十二年十一月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

基準点測量成果の写の保管等に関する規程

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、内閣総理大臣又は主務大臣から送付を受けた基準点網図の写及び基準点測量成果簿の写（以下「成果の写」という。）の保管及び閲覧手続について定めることを目的とする。

第二章 成果の写の保管

(保管の要領)

- 第二条 成果の写の保管は、次の要領によるものとする。
 - 一 不燃性であり、かつ、施錠することができる容器に格納すること。
 - 二 前号の容器に成果の写が格納されている場合には、施錠しておくこと。
 - 三 第一号の容器の鍵は、保管主務者が管理すること。
 - 四 第一号の容器は、非常持出物品とし、これに標識を付すること。

(成果の写の取扱)

第三条 成果の写は、閲覧のため特に定めた場所(以下「閲覧所」という。)以外に持ち出してはならない。ただし、事故を防止するため必要な場合又は知事の許可を得た場合は、この限りでない。

2 成果の写は、経済企画庁の指示がなければその内容に改変を加えることができない。

3 保管主務者は、保管台帳を作成し、その保管状況を常に明らかにしておかなければならない。

第三章 成果の写の閲覧

(閲覧)

第四条 閲覧の日は、通常の執務の日とする。

2 閲覧時間は、午前九時から午後四時二十分(ただし、土曜日は正午)までとする。

3 知事は、前二項の規定にかかわらず、成果の写の整理その他やむをえない事由がある場合には、通常の執務の日であつても閲覧させない日を定め、又は閲覧時間を制限することができる。この場合には、あらかじめ

めその旨を閲覧所に掲示しなければならない。

(閲覧の申込)

第五条 閲覧希望者は、あらかじめ第一号様式による閲覧申込書を知事に提出しなければならない。

(閲覧の許可)

第六条 知事は、閲覧希望日が第四条第一項の日以外の日である場合、又は閲覧を希望する成果の写についてさきに閲覧希望する者があるため支障があると認められる場合を除いて、閲覧希望日に閲覧を許可しなければならない。

(閲覧票の提出)

第七条 成果の写の閲覧を許可された者(以下「閲覧者」という。)は、成果の写の目録又は成果の写の台帳に基いて閲覧しようとする成果の写を定め、第二号様式による閲覧票にその名称その他必要な事項を記入して保管主務者に提出しなければならない。

2 保管主務者は、閲覧票に基いて成果を閲覧者に手交するものとする。

3 閲覧者は、手交された成果の写に異常のないことをたしかめ、閲覧票の相当欄に押印する。

(閲覧の条件)

第八条 閲覧者は、閲覧に当つて、次に掲げる条件を守らなければならない。

一 成果の写を閲覧所の外に持ち出さぬこと。

二 成果の写を汚損若しくはき損又はこれらの虞のある行為をしないこと。

三 閲覧中には、墨、インキその他成果の写を汚損する虞のあるものを用いないこと。

四 閲覧中は喫煙しないこと。

五 閲覧中は他人に迷惑を及ぼし、又はその虞のある行為をしないこと。

六 閲覧中に成果の写について事故があつた場合には、直ちに保管主務者又はその指示を受けたものに申し出でその指示に従うこと。

七 成果の写のすきうつしをしないこと。

(返納)

第九条 閲覧者は閲覧が終つた場合は、成果の写を種類ごとに分類し、番号のあるものは、その番号の順序に整理して保管主務者に返納するものとする。

2 保管主務者は、閲覧票の相当記事欄に掲げたとおりであることを確かめた上で受領し、閲覧票の相当欄に押印するものとする。

(閲覧の制限)

第十条 保管主務者は、閲覧者が第八条各号に掲げる条件を守らない場合には、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

附 則

この規程は、昭和三十二年十一月一日から施行する。

第2号様式

受付番号	
------	--

基準点測量成果の写覧票

申請者氏名					閲覧年月日		
閲覧成果					住所 閲覧者氏名		
					名 称		番 号
備考							

第1号様式

		受付番号		
基準点測量成果の写覧申込書				
		第	号	
		年	月	日
鳥取県知事 氏 名 殿		申込者 住 所 氏 名 ㊦		
閲覧希望者	氏 名	住 所		
	住 所	事業所の名称及び所在地		
	職業又は事業所 における地位			
閲覧の目的				
閲覧希望年月		閲覧希望の成果の種類及び名称		
閲覧希望の成果の区域		(当該区域の含まれる五万分の一地形図の) 名称を併記すること		
その他必要な事項				
処 理 欄	年 月 日	受 付	受付印	記 事
	年 月 日	許 可	許可印	
	年 月 日	閲覧済	認 印	

鳥取県告示第五百四十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十三年十一月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所 鳥取市大杖字安養田式百四拾八の五番地先
- 一 埋立の面積 三、〇九七坪五八
- 一 埋立工事の着手期限 昭和三十三年十月二十一日
- 一 埋立工事のしゅん工期限 昭和三十三年三月三十一日
- 一 埋立の目的 耕地造成
- 一 埋立の免許を受けた者 鳥取市大杖拾八の壱番地 村上 想太郎

鳥取県告示第五百四十五号

次のように結核病及びブルセラ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年十一月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛。ただし、生後六箇月、分娩前一箇月及び分娩後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射駆除の方法 結核病検査——ツベルクリン皮内注射反応ブルセラ病検査——ブルセラ急速凝集反応

試験管凝集反応

別表

実施時期	実施区域	実施場所
十一月十一日	伯南町、多里村	伯南町、多里村家畜検診場
十一月十二日	石見村、福栄村	石見村、福栄村
十一月十三日	黒坂町	黒坂町
十一月二十二日	江府町	俣野、洲河崎、下安井
十一月二十六日	江府町	江尾、久連、柿原、佐川
十一月二十七日	江府町	原、下敷屋
十二月二日	江府町	杉谷、小原、御机

鳥取県告示第五百四十六号

日野郡黒坂町から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、町の行う土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（かんがい排水）につき詳細な審査を行つた結果右申請を適当と決定した。

よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年十一月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業計画書の写
- 二 縦覧の期間

昭和三十三年十一月二日から同年十一月二十一日まで

三 縦覧の場所
日野郡黒坂町役場

四 異議の申立
利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十一月一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

一日時 昭和三十三年十一月六日 午前十一時

場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題

- 1 産業教育審議会委員について
- 2 市町村教育委員会教育長の承認について
- 3 教育表彰について
- 4 教育委員会事務局組織規程の一部改正について
- 5 職員の仕事の設置に関する規則の一部改正について
- 6 技能労務職の給与に関する規則について
- 7 事務の委任規則の一部改正について
- 8 その他

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第三号

職員の任用に関する規則（昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第一号）第二十二條及び第三十九條の規定に基き、選考の基準を次のように定め昭和三十三年十一月一日から施行する。

昭和三十三年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

一 行政職選考基準

一 等級	二 等級	三 等級	四 等級	五 等級	六 等級	等 級	
						資 格	試 験
上中初 級級級	上中初 級級級	上中初 級級級	上中初 級級級	上中初 級級級	中初 級級	学 歴	年 数
大短高 学短中 学大校 卒卒卒	大短高 学短中 学大校 卒卒卒	大短高 学短中 学大校 卒卒卒	大短高 学短中 学大校 卒卒卒	大短高 学短中 学大校 卒卒卒	短高中 学大校 卒卒卒	年 数	在 等 級 年 数
一 九	一 四	一 七	一 三	一 四	〇〇三		
二 五	二 七	二 三	二 六	二 八			
三 九	三 一	三 七	三 九	三 六			
二 等 級 以 上 在 職	三 等 級 以 上 在 職	四 等 級 以 上 在 職	五 等 級 以 上 在 職	六 等 級 以 上 在 職			

備 考

- 1 本表は、職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号）以下一等級の規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号）の適用を受ける職（行政職等）に適用する。鳥取県人事委員会規則第十号に定める職及び単純な業務に従事する職を除く。）に適用する。
- 2 学歴免許等の資格の区分並びに経験年数は、職員の初任給、昇給の基準となる規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号）の適用を受ける職（行政職等）に適用する。鳥取県人事委員会規則第十号に定める職及び単純な業務に従事する職を除く。）に適用する。
- 3 勤務成績等に良好なもの又は他の職員との権衡上特にその必要がある認められるものを三等以上の職に任用しよるとするときは、経験年数又は等級年数の八割以上をもつて経験年数又は等級年数とすることができ、経験年数又は等級年数のいづれか一方によることとすることができる。
- 4 職員を現に属している等級より上位の職に昇任させようとするときは、経験年数又は等級年数のいづれか一方によることとすることができる。
- 5 採用の場合は、資格別の経験年数によるものとする。
- 6 現に職員である者の在等級年数は、その属する等級に分類される職に任用されている年数をもつて在等級年数とする。

四 研究職選考基準

等級	資格	試験	學歷	年数	在等級年数	備考	
							資
一等級	上中初級級級	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	一四七一 〃〃〃〃〃〃	二 二等級に四年以上在職	<p>1 本表は、等級分類の規則中の研究職等級別区分表に定める職に適用する。</p> <p>2 學歷免許等の資格の区分並びに経験年数は、初任給規則第二条に定める學歷免許等の資格の区分並びに経験年数をいう。</p> <p>3 勤務成績特に良好な者又は他の職員との権衡上特にその必要があるものと認められる者又は他の職員との職に任用しようとするときは、経験年数又は現在等級年数の八割以上をもつて経験年数又は現在等級年数とすることができる。</p> <p>4 職員を現に属している等級より上位の職に昇任せようとするときは、経験年数又は現在等級年数のいづれか一方によることのできる。</p> <p>5 採用の場合は、資格別の経験年数によるものとする。</p> <p>6 現に職員である者の在等級年数は、その属する等級に分類される職に任用されている年数をもつて在等級年数とする。</p>	
二等級	上中初級級級	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	七〇三七 〃〃〃〃〃〃	三 三等級に四年以上在職		
三等級	上中初級級級	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	三六九三 〃〃〃〃〃〃	四 四等級に五年以上在職		
四等級	上中初級級級	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	〇一四八 〃〃〃〃〃〃	五 五等級に五年以上在職		
五等級	中初級級	短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	〇〇三〇			

二 公安職選考基準

等級	資格	経験年数	在等級年数	備考			
					資	格	年
一等級	上中初級級級	一四七二 〃〃〃〃〃〃	一 一等級に五年以上在職	<p>1 本表は、等級分類の規則中の公安職等級別区分表に定める職に適用する。</p> <p>2 學歷免許等の資格の区分並びに経験年数は、初任給規則第三条に定める學歷免許等の資格の区分並びに経験年数をいう。</p> <p>3 勤務成績特に良好な者又は他の職員との権衡上特にその必要があるものと認められる者又は他の職員との職に任用しようとするときは、経験年数又は現在等級年数の八割以上をもつて経験年数又は現在等級年数とすることができる。</p> <p>4 職員を現に属している等級より上位の職に昇任せようとするときは、経験年数又は現在等級年数のいづれか一方によることのできる。</p> <p>5 採用の場合は、資格別の経験年数によるものとする。</p> <p>6 現に職員である者の在等級年数は、その属する等級に分類される職に任用されている年数をもつて在等級年数とする。</p>			
二等級	上中初級級級	五八一三 〃〃〃〃〃〃	二 二等級に六年以上在職				
三等級	上中初級級級	〇三六四 〃〃〃〃〃〃	三 三等級に三年以上在職				
四等級	中初級級	〇三〇五 〃〃〃〃〃〃	四 四等級に三年以上在職				
五等級	初級	〇〇〇〇					

三 教育職(選考基準)

等級	資格	経験年数	備考
一等級	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	一〇三〇	<p>1 本表は、等級分類の規則中の教育職(選考基準)等級別区分表に定める職のうち、奨徳学校、皆成学園及び保育専門学院の職員に適用する。</p> <p>2 學歷免許等の資格の区分並びに経験年数は、初任給規則第二条に定める學歷免許等の資格の区分並びに経験年数をいう。</p> <p>3 勤務成績特に良好な者又は他の職員との権衡上特にその必要があるものと認められる者又は他の職員との職に任用しようとするときは、経験年数又は現在等級年数の八割以上をもつて経験年数又は現在等級年数とすることができる。</p>
二等級	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	〇〇〇〇	
三等級	大短高 中 学 大 校 学 卒 卒 卒	〇〇〇〇	

五 医療職(口)選考基準

等級	学歴	経歴年経	在等級年数	備考
四等級	医大卒 医専五卒	〇〇		<ol style="list-style-type: none"> 1 本表は、等級分類の規則中の医療職(一)等級別区分表に定める職に適用する。 2 学歴免許等の資格の区分並びに経歴年数は、初任給規則第二条に定める学歴免許等の資格の区分並びに経歴年数をいう。 3 勤務成績特に良好な者又は他の職員との権衡上特にその必要があると認められる者を二等級以上の職に任用しようとするときは、経歴年数又は等級年数の八割以上をもつて経歴年数又は等級年数とすることができる。 4 職員を現に属している等級より上位の職に昇任させようとするときは、経歴年数又は等級年数のいすれか一方によることができる。 5 採用の場合、資格別の経歴年数によるものとする。 6 現に職員である者の等級年数は、その属する等級に分類される職に任用されている年数をもつて等級年数とする。
三等級	医大卒 医専五卒	二	五 四等級に六年以上在職 四等級に四年以上在職	
二等級	医大卒 医専五卒	六	九 三等級に四年以上在職	
一等級	医大卒 医専五卒	一六	二 二等級に一〇年以上在職	

六 医療職(口)選考基準

等級	学歴	経歴年数	在等級年数	備考
四等級	中初級級	〇〇三		<ol style="list-style-type: none"> 1 本表は、等級分類の規則中の医療職(口)等級別区分表に定める職に適用する。 2 学歴免許等の資格の区分並びに経歴年数は、初任給規則第二条に定める学歴免許等の資格の区分並びに経歴年数をいう。 3 勤務成績特に良好な者又は他の職員との権衡上特にその必要があると認められる者を一等級の職に任用しようとするときは、経歴年数又は等級年数の八割以上をもつて経歴年数又は等級年数とする。 4 職員を現に属している等級より上位の職に昇任させようとするときは、経歴年数又は等級年数のいすれか一方によることができる。 5 採用の場合、資格別の経歴年数によるものとする。 6 現に職員である者の等級年数は、その属する等級に分類される職に任用されている年数をもつて等級年数とする。
三等級	上中初級級	〇一四八	四 四等級に五年以上在職 四等級に一年以上在職	
二等級	上中初級級	三三六九	三 三等級に六年以上在職	
一等級	上中初級級	一一一四	七 二等級に八年以上在職	

七 医療職(白)選考基準

等級	学歴	経験年数	在等級年数
三等級	旧中四卒 旧中五卒 準専二卒 旧専三卒 短大三卒	〇〇〇〇一	
二等級	旧中四卒 旧中五卒 準専二卒 旧専三卒 短大三卒	六三等級に五年以上在職 五〃 二三等級に二年以上在職 一三等級に一年以上在職 一〃	
一等級	旧中四卒 旧中五卒 準専二卒 旧専三卒 短大三卒	一一二等級に五年以上在職 一〇〃 七〃 六〃 五二等級に四年以上在職	

備

考

- 1 本表は、等級分類の規則中の医療職(白)等級別区分表に定める職に適用する。
- 2 学歴免許等の資格の区分並びに経験年数は、初任給規則第二条に定める学歴免許等の資格の区分並びに経験年数をいう。
- 3 職員を現に属している等級より上位の職に昇任させようとするときは、経験年数又は在等級年数のいずれか一方によることができる。
- 4 採用の場合は、学歴別の経験年数によるものとする。
- 5 現に職員である者の在等級年数は、その属する等級に分類される職に任用されている年数をもつて在等級年数とする。

公 告

建築士法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十四号)附則第二項の規定による二級建築士の資格選考を次の要領により実施する。

昭和三十三年十一月一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

二級建築士選考要領

この選考は建築士法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第十四号)附則第二項の規定によつて、法施行にともなう経過的措施として行はれるものです。

詳細は「建築士法の一部を改正する法律」第二項による実務経験年数算定の基準日等を定める政令(昭和三十三年政令第二百九十九号)及び、二級建築士選考基準(建設省告示第二百六号)を参照して下さい。

なお不明な点は、県の建築課又は各土木出張所(除鳥取)に問合せ下さい。(通信による場合は所要の郵便切手(八円)をはつた宛先明記の封筒(開封)又は葉書を必

ず同封して下さい。)

一 選考申請資格

二級建築士の選考申請資格のある者は、昭和三十三年十一月三十日において次のいづれかに該当するものである。

(一) 学校教育法による大学(短期大学を除く)又は旧大学令による大学において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して一年以上の実務の経験を有する者

(二) 学校教育法による短期大学又は、旧専門学校令による専門学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して二年以上の実務の経験を有する者。

(三) 学校教育法による高等学校又は、旧中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して五年以上の実務の経験を有する者。

(四) 前各号に掲げる学校と同等以上又はこれに準ずる者。

学校において建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関してそれぞれ前各号に掲げる三年以上の実務の経験を有する者。

田 建築に関して十年以上の実務の経験を有する者。

〔注〕

(1) これ等の各号にいう建築に関する実務の経験には、単なる写図工、若しくは労務者としての経験又は単なる庶務会計、その他これ等に類する事務に関する経験は含みません。

(2) 上記第四号にいう準ずる学校とは短期大学又は専門学校に準ずる学校とは、学校教育法による高等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限一年以上のもの、旧中等学校令による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上のもの、中等学校又は中等学校に準ずる学校とは、学校教育法による中等学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上のもの、小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限三年

以上のもの、高等小学校を卒業したことを入学資格とする修業年限二年以上のもの、旧中学校を卒業したことを入学資格とする修業年限一年以上のもの又は建設大臣がこれ等と同等以上と認めるものをいいます。

二 申請手続

〔一〕 申請の受付期間は昭和三十二年十一月十一日から十一月三十日までです。

〔二〕 申請の方法

(1) 申請関係用紙の請求先

申請関係用紙は県建築課又は、各土木出張所(除鳥取)において無料で差し上げます。(郵便で請求するときは表に「二級建築士選考申請用紙請求」と朱書し所要の郵便切手八円(開封)をはつて宛先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。)

(2) 申請関係用紙の記入方法及び申請書類の提出

申請関係用紙は二級建築士選考申請書(様式一)、業務経歴書一、二(様式二)、(審査票(様式三)が附属している)の三種です。

これ等の用紙に申請関係用紙の記入上の注意書をよく読んでから記入し規定されている選考手数料を(鳥取県収入証紙)六〇〇円を貼つて県建築課又は、各土木出張所(除鳥取)に提出して下さい。この際次の書類を必ず添えて下さい。

〔添付書類〕

〔一〕 一の選考申請資格のところの〔一〕から四までの各号の一に該当するものについてはその学校を卒業したことを証明できる次の書類

(1) 卒業証明書

(2) 卒業証書の写(最初に受付る所で本証と照合します)

(以上)の書類が入手できない時は卒業者名簿又は、卒業したことを証明する二名以上の署名ある書類)

〔二〕 建築技術に関する検定若しくは資格試験に合格したもの又は選科生、聴講生として建築又は土木に関する課程を修めたものについては、そのことを証明できる次の書類。

(1) 合格又は修業証明書

(2) 合格又は修業証明書の写(本証と照合します。)

(以上)の書類が入手できない時は合格又は課程を修めたことを証明する二人以上の署名のある書類。)

〔注〕

(1) 審査表の写真貼付欄には、審査を行う通知を受けた者だけが、写真を貼付けることになっています。従つて正面から脱帽した上半身を写した最近の写真(縦五、五センチメートル、横四センチメートル)を審査の通知を受けたとき貼つて審査場に持参して下さい。

審査は審査票に写真がないと受けられません。

(2) 書類の審査に当つて必要な証明書、書類等の提出を求められることがあります。

(注意) 申請後住所及び連絡先が変つたときは直ちに県の建築課に連絡して下さい。

〔三〕 受付

申請書を県の建築課又は各土木出張所(除鳥取)に提出されたときは、受付番号を係員の印を押した審査票を、

受付証に代えてお渡しします。この審査票は審査を受けるようになったとき、使用しますから大切に保管して下さい。なお申請書を郵送する場合は、二級建築士選考申請と朱書し、審査票を送るための郵便切手（八円）を貼った宛先明記の返信用封筒（開封）を添付して下さい。

三 選考の方法及び合格等の通知と発表

二級建築士の選考に当つては、二級建築士選考基準に従つて二級建築士選考申請書及び業務経歴書の記載事項によつて審査します。この審査によつて二級建築士としてふさわしい知識及び技能を有すると判定された者は、選考に合格し、この審査によつて判定できない者は審査を行つて、その成績を考慮して判定します。

四 審査に関する通知

審査を行はないものにはその旨を、審査を行う者は審査の実施期日と審査場を直接本人に通知します。

五 審査の場所と期日

審査場、期日は県公報で公告します。

六 合格者の通知二級建築士の選考（審査を附加した場合も含む。）に合格した者にはその旨を本人に通知すると共に県公報で公告します。

00835

報 公 取 鳥 日 曜 金 昭 和 32 年 11 月 1 日 19

二級建築士選考申請書

鳥取県建築課

(表面) 様式1(用紙規格B5)

<p>(記入心得) 次の各項目について正確にかつ完全に記入して下さい。 記入は青か黒のインクでいねいに書き、数字は算用数字を用いて下さい。 ※印のところは記入しないで下さい。申請後住所その他に変更があったときは直ちに文書で鳥取県建築課へ通知して下さい。書ききれないときは適当に用紙を継ぎ足して書いて下さい。</p>		鳥取県収入証紙 (600円) (消印しないで下さい)	※ 受付年月日 昭和 年 月 日	※ 受付番号 第 号	係員印			
私は二級建築士の選考を受けたいので、業務経歴書を添え申請します。私は以下に記載した事項及び業務経歴書に記載した事項が真実で、かつ正確であることを誓います。 昭和 年 月 日 鳥取県知事 殿 氏名 印 (署名)								
1. 氏名(ふりがな)	2. 生年月日 年 月 日	性別	6. 学歴(今まで受けた教育について書いて下さい。への学校名は略さないで下さい。学部科名のところは夜間のものはその旨を附記して下さい。					
3. 本籍地			修業期間		卒、中退の別			
4. 現住所 (電話 局 番)			イ、小学校	年 月から 年 月まで	卒、中退			
5. 通知を受けるのに現住所よりも便利な連絡先があれば書いて下さい。 (電話 局 番)			ロ、高等小学校	年 月から 年 月まで	卒、中退			
7. 選考に参考となると思われる重要な (イ)著書 (ロ)特許又は発明 (ハ)研究機関、学会その他の団体の役員、会員等について書いて下さい。			ハ、中等学校から最終学歴まで書いて下さい。(所在地は市区町村まで)					
			学校名	学部科名	修了年限	所在地	修業期間	卒中退の別
					年制		年 月～	卒 年中退
					年制		年 月～	卒 年中退
					年制		年 月～	卒 年中退
					年制		年 月～	卒 年中退
			ニ、その他の教育、試験、検定について書いて下さい。					

(注意) この申請書及び業務経歴書の記載事項を偽つて免許を受けると一年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられることがあります。

業 務 経 歴 書 (1)

※印欄は記入しないで下さい。

(裏面)

1. 建築に関する業務の経歴、今までの建築に関する業務の経歴について年代順に書いて下さい。自家営業も含まれます。なおその間実務についていなかった期間があるときは、その期間について、その期間を(在職期間)欄にその事由を(業務内容)欄に詳細に書いて下さい。

勤 務 先 (部 課 まで)	所 在 地 (番 地 まで)	在 職 期 間		地 位 職 名	業 務 内 容 (できるだけ具体的に)	※
		年 月 ~ 年 月	年 数			
※ 審 査		※ (1)	(2)	(3)	※ 経由機関記載欄 (責任者職氏名) 印	

昭和32年11月1日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2867号

20 00836

様式三 縦14欄 横29欄

郵便はがき

整 理 票

考 査 票

受付番号	
受 付 年 月 日	
受付責任者	

写真貼付欄

4cm

5.5cm

のりを全面につけて下さい。

※ 考查番号	
--------	--

氏 名 (ふりがな)	
生年月日	性別
年 月 日 生	男 女

(注意) 写真は考查を受けるときに必要ですから考查を受ける通知のあつた方は考查当日貼りつけて持参して下さい。これがないと考查を受けられません。本票は受付の証拠にもなりますから大切に保存して下さい。

(切り取らないで下さい。)

1	ふりがな 氏 名	※受付番号					
2	生年月日				性別		
3	現住所	(電話 局 番)					
4	通知を受けるのに現住所より便利なところがあれば書いて下さい。						
※I	(1)	(2)	(3)	※II	(1)	(2)	(3)
1				1			
2				2			
3				3			
4				4			
※ 考查番号				考查地			
				鳥 取 市			

(切り取らないで下さい。)

鳥取県土木部建築課

鳥取市東町

殿

(右の郵便はがきは選考合格及び考查についての通知をするために必要ですから宛名を記入して下さい。)